



令和7年
(2025年) 9月1日(月)
No. 16456 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆主要判決紹介・解説 [最高裁] [上]……………(1)

主要判決紹介・解説

《最高裁判所》

特許権侵害差止等請求事件

- (①国外に所在するサーバを含む「(コメント配信)システム」を構築する行為、
②国外に所在するサーバから日本のユーザにプログラムを送信する行為が、
米国FC2による日本国内の「生産」「提供」と評価された事例。) [上] (全2回)

- ①最高裁令和7年3月3日・令和5年(受)第2028号(原審が大合議判決)—
—②最高裁令和7年3月3日・令和5年(受)第14号、第15号—

【本件2件の最高裁判決、各原判決との対比、若干の考察】

1. 本件各最高裁判決の抜粋 (①JP6526304 (システム特許) / ②JP4734471 (プログラム特許))

1-1. ①最高裁令和7年3月3日・令和5年(受)第2028号(原審が大合議判決)

『(1) 我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが(最高裁平成12年(受)第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照)、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシステムについて、当該シ



弁理士法人

浅村特許事務所
ASAMURA IP

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1
大手町ファーストスクエア ウエストタワー17F
電話：03-6840-1536(代)
asamura@asamura.jp www.asamura.jp



所長 弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘

会長 弁理士 金井 下
弁理士 井上 村
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘

相談役 弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
中国弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘
弁理士 浅村 昌弘

弁理士 水篠 岩
弁理士 水篠 岩
弁理士 水篠 岩
弁理士 水篠 岩
弁理士 水篠 岩
弁理士 水篠 岩
弁理士 水篠 岩
弁理士 水篠 岩
弁理士 水篠 岩
弁理士 水篠 岩



浅村法律事務所
ASAMURA LAW OFFICES

電話：03-6840-1535(代) law@asamura.jp www.asamuralaw.jp

所長 弁理士 浅村 昌弘

弁理士 後藤 晴男

弁理士 松川 直樹

弁理士 和田 研史